

※口分田(2段) ⇔ 名田(1町～2町=10段～20段)

8~9世紀=律令國家(課稅單位=人頭稅)

- ①租税負担の重荷 (調・庸・雜徭・兵役などの負担が農民の生活を圧迫)  
↓  
ex. 山上憶良『貧窮問答歌』(『万葉集』に収録)

②徵税逃れ (有力農民と貧窮農民に階層が分化→課役逃れが相次ぐ)  
浮浪 (本籍地を離れ、他国に浮浪する→所在明確で調・庸を納める)  
逃亡 (本籍地を離れ、他国に浮浪する→行先不明で調・庸を納めない)  
偽籍 (女性などに年齢や性別を偽る) ex. 阿波国田上郷の戸籍(902)  
私度僧 (朝廷の許可なく僧侶になる) 女性は課役がからない  
資人 (貴族の従者となる) =庸・調・雜徭

③朝廷の財政難 (浮浪・逃亡・偽籍などにより調・庸などの人頭税が減収)  
↓  
更なる税収の低下を防ぐため、農民の負担を軽くしてやる

④律令体制の再編 (桓武天皇時) (農民負担の軽減をはかる)  
(1) 班田收授 (班田收授を6年1班→12年1班に改める) =一紀一班  
(2) 公出拳 (政府が貸し付ける種札の利息を利率5割→3割に軽減)  
(3) 雜徭 (国司に使役される労役を年間60日間→30日間に軽減)  
(4) 健儿の制 (正丁男子を徵兵する軍団兵士制を東北・九州を除き廢止)

⑤直営田の設置 (国家財政を補うため、有力農民を利用した直営方式を採用)  
↓  
公嘗田 (823) (小野岑守の建議で大宰府管内に設置された直営田)  
元慶官田 (879) (中央官司の財源確保のため畿内に設置された直営田)

〔私の大土地所有の確立〕  
勅旨田 (天皇)・賜田 (皇族)・諸司田 (諸官司)  
院宮王臣家 (権門勢家) の荘園 (少数の皇族・上級貴族)  
★新たに台頭した有力農民らと結びつき、私的に多くの土地を集積

⑥律令体制の崩壊 (醍醐天皇時) (律令体制の復興をめざす)

⑥律令体制の崩壊(醍醐天皇時) (律令体制の復興をめざす)

902年 延喜の荘園整理令（最初の荘園整理令）

勅旨由・院宮王百家の莊園を禁止するが、不徹底に終わる

→券契(証拠文書)分明な莊園を認め、国司に実施を任せたため

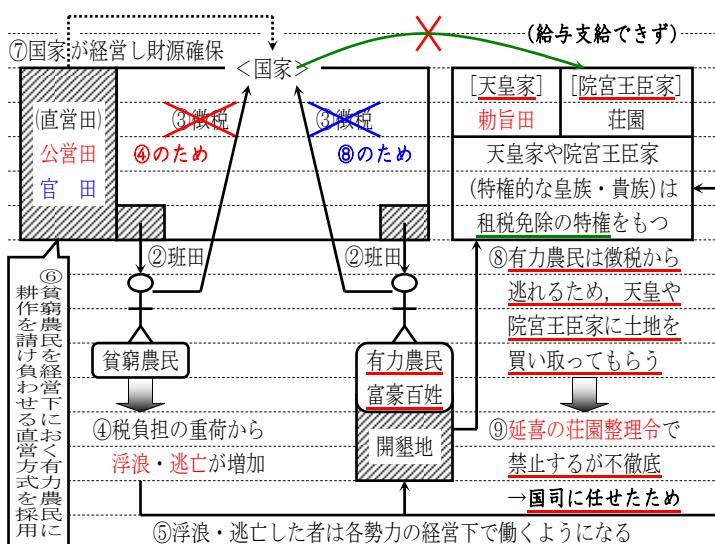
↓ **002年** 最後の班田收授 ★阿波国田土郷の豆籜(002)

2014年 「童貞村東」二箇名  
ふつじ みみ 二差達行

「事到封見」 by 「行消告二」  
地主政治の混乱がそのまま理不直に比喩して想先書

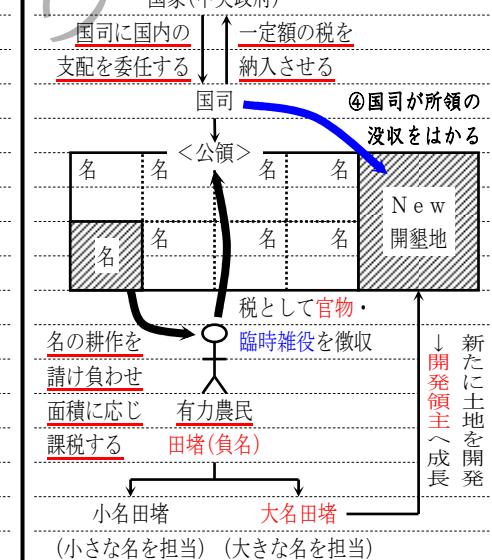
・圖解NOTE①「律會制度の崩壊」

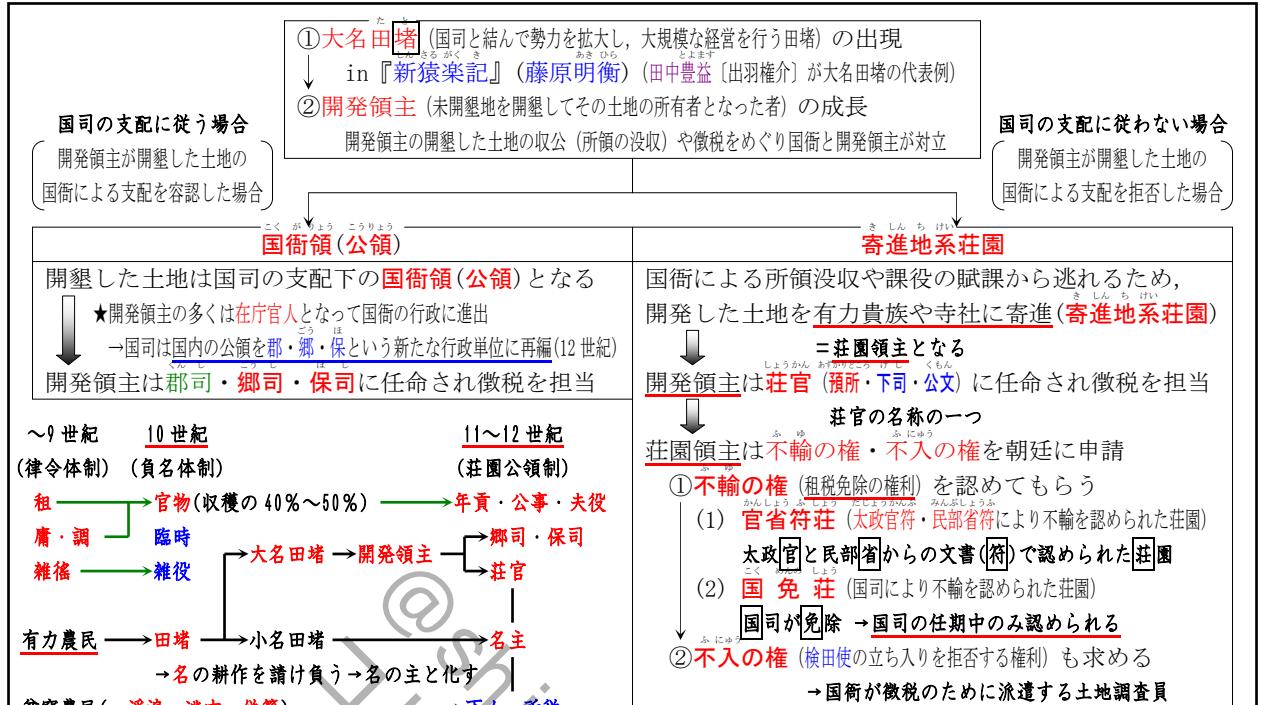
①百箇・計帳に基づいて口分田を班給（班田收授） 正丁を中心に課；唐なども徵收



図解NOTE②「地方制度の転換」

国家(巾帼政府)



**因解NOTE③ [莊園公領制 (莊園と公領からなる土地領有体制)]**